

## Kurume City Wi-Fi Lite設置規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、久留米市（以下「市」という。）と、無料公衆無線LAN Kurume City Wi-Fi Liteの趣旨に賛同し、アクセスポイントを設置する施設運営者等（以下「設置者」という。）が、Kurume City Wi-Fi Liteサービス（以下「本サービス」という。）を提供するにあたり、遵守しなければならない事項を定めるものである。

### (利用規約)

第2条 設置者は、本規約並びに西日本電信電話株式会社が定める「スマート光ビジネス\_Wi-Fi\_ハイエンドプラン・ハイエンド6プラン利用規約」の内容を理解し遵守しなければならない。

### (設置申請)

第3条 設置者は、Kurume City Wi-Fi Lite設置（新規・変更・廃止）申請書（別紙様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、事前に市に申請するものとする。

2 設置者は、次の各号に同意するものとする。

(1) 無線LAN 機器、インターネット回線等は設置者の負担において設置・運用すること。

(2) Kurume City Wi-Fi Liteによるインターネット接続完了後、市の指定するWebサイトに転送（リダイレクト）させること。

(3) 申請書に記載した「1 申請内容」の情報については、市のホームページへの掲載、本情報をオープンデータとして第三者利用する等、情報発信等に活用することに同意するものとする。

3 市は、申請内容について審査を行い、共通ロゴマークステッカーの提供をもって承認するものとする。

### (設置の制限)

第4条 市は、Kurume City Wi-Fi Liteの設置及び本サービスの提供が次のいずれかに該当する場合、承認しないものとする。

(1) 暴力団（久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）によるとき。

(2) 届出者及び届出者の役員が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であると市が認めるとき。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設又はこれに類するとき。

- (4) 法令及び条例に反する、又はそのおそれがあると市が認めるとき。
- (5) 市の信用又は品位を害する、又はそのおそれがあると市が認めるとき。
- (6) その他、設置及び使用が適当でないと市が認めるとき。

(変更、廃止等)

第5条 設置者は、Kurume City Wi-Fi Liteの設置箇所、設置内容等の変更又は設置の廃止を行う必要が生じた場合、速やかに申請書に必要事項を記入し市に提出しなければならない。

(調査、報告)

第6条 市はKurume City Wi-Fi Liteの設置状況等について必要に応じて設置者に報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(承認の取消し)

第7条 Kurume City Wi-Fi Liteの設置において次のいずれかに該当する場合、市は設置の承認を取り消し、本サービスを提供できないものとする。

- (1) 設置者が本規約に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他、設置及び本サービス提供の継続が適当でないと認められるとき。

(免責事項)

第8条 本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、設置者に生じた損害、承認の取消しにより生じた損害、及びその他のいかなる損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第9条 市は、本規約の内容に変更等が生じた場合、市のホームページにおいて公開するものとする。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項又は内容に疑義を生じた場合は、市と設置者は誠意を持って協議し、解決するものとする。

附 則

この規約は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に改正前のKurume City Wi-Fi Lite設置規約の規定により承認されている設置者は、改正後のKurume City Wi-Fi Lite設置規約第2条の規定の適用については、同条中「西日本電信電話株式会社が定める「スマート光ビジネス\_Wi-Fi\_ハイエンドプラン・ハイエンド6プラン利用規約」とあるのは、「エヌ・ティ・ティ・メディアサプライが定める「DoSPOT 店舗等設置規約」とする。